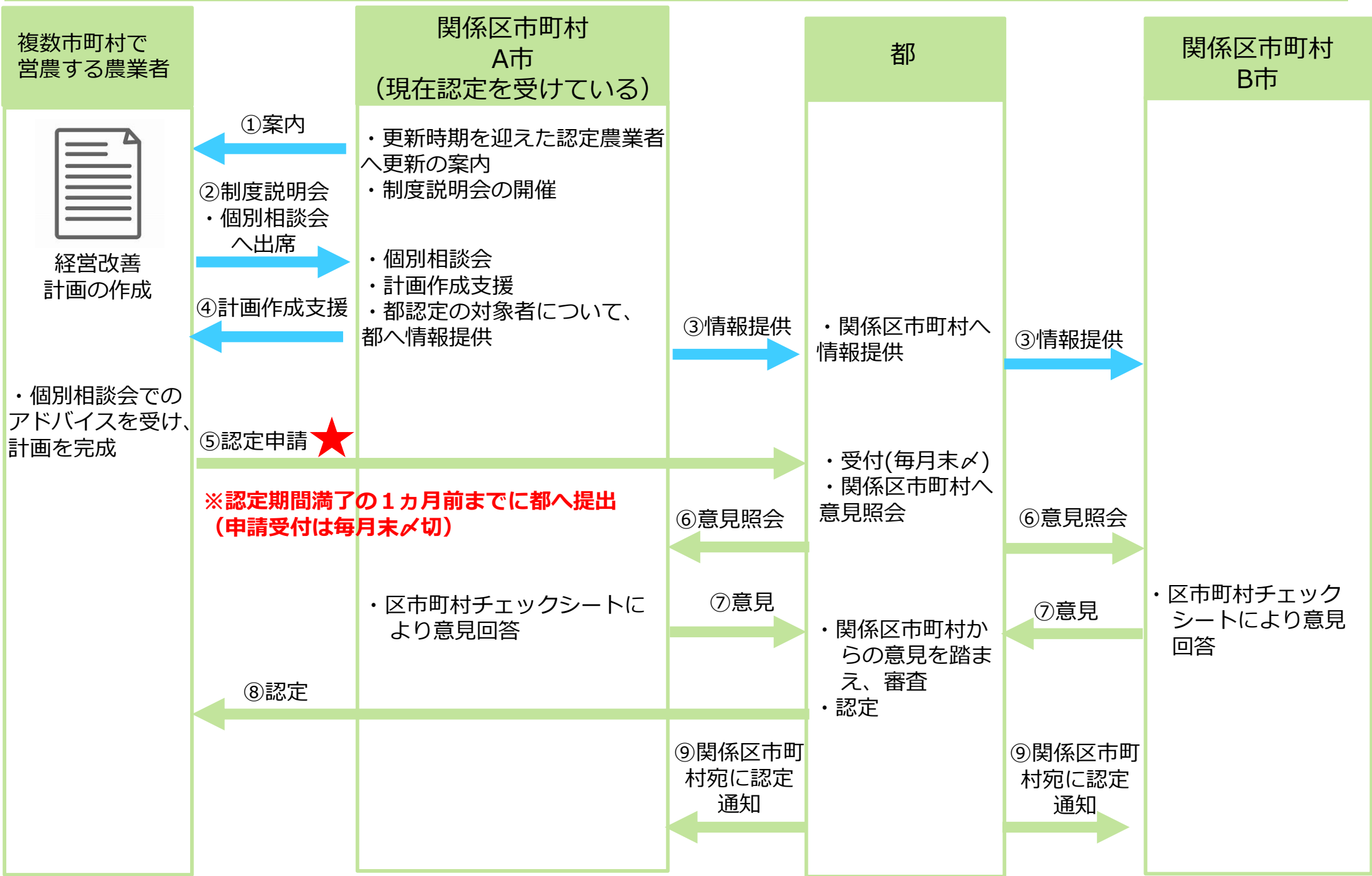


# 都による認定事務の流れ



# 都による認定事務の流れ

## スケジュール

- 標準処理期間は、1ヶ月です。
- 農業経営改善計画の有効期間満了時の約1ヶ月前までに都へ申請をしてください。
- 農業経営改善計画を完成させてから申請してください。
- なお、申請書の受付は毎月末が〆切となります。

※ 例えば、農業経営改善計画の有効期間満了が7月1日や7月15日の場合は、受付〆切は5月31日になります。有効期間満了が7月30日の場合は、受付〆切は6月30日となります。

申請はお早め  
お願いします！

